

〔長久手町業務評価票：平成22年度業務〕

担当課・係名	子育て支援課 保育係【問合せ・質問等の先（電話・内線番号）173】
第5次総合計画掲載	基本方針（3）基本施策（9） 安心して子育てができる環境をつくる

業務の名称	長久手町私立保育所通所助成金				
(1)根拠法令・条例	長久手町私立保育所通所助成金条例、長久手町私立保育所通所助成金条例施行規則				
(2)実績額（千円）	年度	20	21	22見込み	23要求
	交付金額 （予算額）	1,196 (2,000)	981 (2,000)	1,885 (2,000)	2,000
(3)補助率	_____ %（要綱要領で認められる補助率）				
(4)業務期間	開始した年度	平成13年度	終了（予定）年度	年度	

(5)業務の概要（簡潔に箇条書きで記載）

①業務目的（達成目標）	私立保育所に通所している児童の保護者に対し、通所助成金を支給することによって、児童福祉の一層の充実及び保護者の経費軽減を図ることを目的とする。				
②補助対象	私立保育所に通所している児童（生後満六ヶ月から4月1日現在において三歳未満までのもの）で長久手町保育所の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年長久手町条例第十四号）第五条に規定する保育の実施基準に適合する者に対して支給する。				
③平成22年度実績	延べ159名 支出見込1,885千円 平均月額11,800円				
④団体の事業活動 （団体への補助の場合）	<p>（団体の全事業費 千円、うち補助対象額 千円、補助金充当率 %）</p>				
⑤成果指標	成果を測る指標	指標の考え方・目標値	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	ア				
	イ				

(6)遂行上の問題点、取組課題、改善方法（簡条書きで簡潔に記載）

遂行上の問題点 需要に人口の変化が、景気動向に強く反映するため、予測が困難である。
取組課題 他市町に比較対象がないことから、助成金額の妥当性について検証が困難である。

(7)評価	必要性	3	認可保育所の補完機能として、認可外保育施設が必要であり、認可保育所との公平性を維持するために、利用者の経済的負担軽減が必要である。	総合評価
	有効性	4	利用者への直接補助は、長久手町の単独事業であり、近隣市町にないことから有効である。	
				4